

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数
病院等の緊急対応等があるため 要因対応ができなかった場合、特殊な要件が重なった場合 の対応のため	介護	29人	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使の協議											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号) ②・④・⑥	(具体的内容) 休息時間の確保と体調に応じて、代償休日また年次有給休暇の取得を促進する										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>												

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2024年 10月 1日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

ハルパー
伊藤 由美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

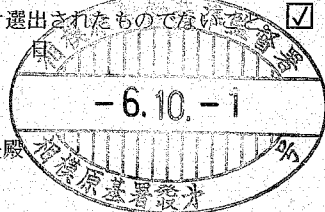
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものではない。 (チェックボックスに要チェック)

2024年 10月

相模原

労働基準監督署長殿



使用者

職名
氏名

株式会社ハンディ介護センター
代表取締役 井上 朋勝

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14111019731000□□□□
法人番号	4021001015881

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
訪問介護事業		株式会社ハンディ介護センター		(〒252-0137) 相模原市緑区二本松3-18-29 (電話番号: 042-700-2652)				2024・10・1~2025・9・30	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	2024・10・1
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
	緊急時対応	介護	29人	8時間	5時間	45時間	360時間		
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	請求業務	事務	3人	8時間	2時間	45時間	360時間		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	緊急時対応		介護	29人	日曜日・週1回・年末年始・夏		1ヶ月に1日	8:30~17:30	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

